

○のじぎく休暇取得要領（例規）

〔平成3年7月1日〕
兵警務例規第15号

1 趣旨

この要領は、兵庫県警察職員（臨時的任用職員及び非常勤嘱託員を除く。以下「職員」という。）の相互の理解と協力により休暇が取得しやすい職場環境を醸成し、職員の士気の高揚と自己啓発の促進を図り、もって組織の活性化を推進するため、一定の事由に該当する職員が取得する年次休暇（以下「のじぎく休暇」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 休暇の種類等

のじぎく休暇の種類、対象職員、日数及び取得時期は、別表のとおりとする。

3 休暇の取得手続

のじぎく休暇を取得しようとするときは、兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号。以下「勤務規程」という。）第44条第2項の規定に基づき、所属長の承認を受けるものとする。

4 年次休暇の取得促進

所属長は、のじぎく休暇の積極的な運用に努めるとともに、のじぎく休暇以外にも、職員の年次休暇の公平かつ円滑な取得促進に配慮しなければならない。

別表

種 類	対 象 職 員	日 数	取 得 時 期	摘 要
リフレッシュ休暇	5年、10年勤続者	2日	勤続年数に達した日からおおむね1年以内	1 勤続年数の計算は、職員として採用された日から起算するものとする。 ただし、 (1) 休職及び療養の期間は算入しない。 (2) 他機関への出向期間は算入する。 (3) 鉄道公安職員から新たに職員となった者及び他の機関から出向中の職員についてはその在職期間を算入する。 2 出向中に対象者となった者は、帰県の日をもって対象者とみなす。 3 原則として、日数の範囲内において、連続して取得するものとする。
	15年、20年勤続者	3日	勤続年数に達した日からおおむね1年以内	
	25年、30年、35年、40年勤続者	5日	勤続年数に達した日からおおむね1年以内	
	業務に長期間(13日以上)継続して従事した職員	3日	業務終了後1箇月以内又は所属長が必要と認めたとき。	1 勤務を要しない日等に対する振替措置がなされた場合においても、別に取得させることができる。 2 原則として、日数の範囲内において、連続して取得するものとする。
	前年における年次休暇の取得日数が3日未満の職員	3日	所属長等が対象職員がリフレッシュするために必要と認めて指定する時期	業務多忙で休暇の取得が困難な職員に対して、公平に休暇を取得させる目的で、所属長等が取得時期等を指定して取得を促すことができる。
家族休暇	誕生日休暇	全 職 員	職員本人、配偶者、子、父母その他同居の親族の誕生日のおおむね前後1週間以内	職員本人、配偶者、子、父母その他同居の親族の誕生日について各別に取得することができる。
	行事参加休暇	全 職 員	子の入学式、卒業式、運動会若しくは授業参観又は配偶者、子、父母若しくは同居の親族が文化若しくは体育・スポーツの技能を披露する行事の行われる日	当該行事の行われる日について各別に取得することができる。
	結婚記念日休暇	全 職 員	結婚記念日のおおむね前後1週間以内	
	慶弔休暇	全 職 員	親族等の慶弔時	1 結婚、出産、葬儀等、親族等の慶事及び弔事の際に各別に取得することができる。 2 親族等とは、法律上の親族の他、同僚、友人等をいう。
季節休暇	全 職 員	2日	春季(4月1日から5月末日までの間)	当該期間に各日数を取得することができる。
		7日	夏季(6月1日から10月末日までの間)	
		3日	秋冬季(11月1日から3月末日までの間)	
地域参加休暇	全 職 員	1日	公共的団体による行事の行われる日	1 公共的団体とは、自治会、町内会、婦人会、子ども会、PTA等をいう。 2 当該行事の行われる日について各別に取得することができる。
単身赴任休暇	単身赴任手当を受給している職員	年間通じて8日	年間において必要と認める時期	単身赴任中の職員が赴任先から帰宅等する際に取得することができる。
転居休暇	異動等に伴い転居が必要な職員	2日	年間において必要と認める時期	転居が必要な職員が転居に伴う各種手続き等を行う際に取得することができる。
受賞休暇	特定表彰を受賞した職員	1日	受賞の日から1箇月以内	特定表彰とは、次の表彰をいう。 1 警察勲功章及び警察功労章 2 警察庁長官賞詞 3 近畿管区警察局長賞詞 4 本部長賞詞及び本部長賞誉のうち、永年勤続警察職員表彰及び退職時表彰を除いたもの 5 近畿警察官友の会の行う近畿優良警察職員に感謝の会表彰及び同会兵庫県支部の行う優良警察官表彰 6 産経新聞社の行う近畿の警察官表彰 7 部外機関による市民の警察官賞及び同趣旨の表彰
	家族が優良家族感謝状を受賞した職員	1日	受賞の日から1箇月以内	
自己啓発休暇	全 職 員	3日	各種講習の受講、各種資格の取得又は各級昇任試験受験の準備のため年間において必要と認める時期	